

企業透明化法 仮差止命令

–米国連邦地方裁判所は、企業透明化法 (CTA) の施行を禁じ、2025 年 1 月 1 日の遵守期限を延期する全国的な仮差止命令を発令

クリストファー・C・カファロン、ジェフリー・P・メッツラー、アン・M・ヴォイグツ、ポーリーン・チュロング

- テキサス州の連邦地裁は、政府による CTA¹と報告規則の施行を差止めました。
- 全米に適用される差止命令は、報告規則の 2025 年 1 月 1 日の遵守期限を延期するものです。
- 裁判所は「CTA は議会の権限外として違憲の可能性が高い」としました。

2024 年 12 月 3 日、テキサス州東部地区連邦地方裁判所 (Mazzant 裁判官) は、Texas Top Cop Shop, Inc. No. 4:24-CV-478 (E.D. Tex.) (以下、「[差止命令](#)」) において、企業透明化法 (合衆国法典第 31 編第 5336 条、Corporate Transparency Act 以下 CTA) および報告規則 (連邦規則集第 31 編第 1010.380 条) の施行を暫定的に差止めました。また同裁判所は、CTA 第 31 編第 5336 条(b)で定義される報告義務のある事業体 (以下、報告法人) が第 5336 条(b)(2)に基づき実質的所有者情報報告書を提出する 2025 年 1 月 1 日の遵守期限を延期しました。また、差止命令の範囲は全米に及びます (差止命令、78-79 頁)。

仮差止命令を出すにあたり、裁判所は、「裁判所は議会の判断を尊重するべきという基準に照らしても、(中略)CTA は議会の権限を越えており、違憲である可能性が高い」と指摘しました (79 頁)。そして裁判所は、CTA はアメリカ憲法の通商条項 (Commerce Clause) および必要かつ適切な法律を制定する権限を定めた条項 (Necessary and Proper Clause、以下「必要適切条項」) の下で認可されているという政府の主張を退けました。それぞれの条項に関する裁判所のルーリングは以下の通りです。

通商条項: 裁判所は、企業は、憲法の通商条項に基づく各州間の通商の「経路」と「手段」のいずれの定義にも該当せず、CTA は条文に基づく限りこれらを規制するものではないと判断しました (38-39 頁)。さらに CTA は州際通商に実質的な影響を与える既存の活動を規制するものではないと判断しました。裁判所は、実質的所有権を明らかにせず匿名的に存在することは「活動」ではなく、むしろ議会は報告義務を通じて、既存の活動を規制するのではなく、活動 (報告する事) を強制

¹ 昨年 Legal Wire [150](#) と [155](#) にて解説した通り、アメリカの企業透明化法は 2025 年から施行され、対象となるアメリカで活動する企業には種々の報告義務が課される予定でした。詳細についてはピルズベリーの [CTA リソースセンター](#) (英語) をご参照ください。

しようとしていると理由づけました(41-43 頁)。同裁判所はまた、通商条項は、議会に「州際通商に実質的な影響を与える」行為を規制する権限を与えているという先例の拡大解釈を退け、問題となる代替可能な商品もなく、需要と供給の問題を規制しようとする試みもなく、単に法律が法執行の目的で企業を規制しようとしている状況まで拡大することを拒否しました(51 頁)。

必要適切条項: この条項に基づく議会の権限は、他の議会の権限の行使のために用いられる必要があります。

- **通商条項に基づく必要適切条項の行使:** 裁判所は、CTA は範囲が狭いものでも、議会の通商権限の行使に付随するものでもなく、独立した実質的な権限を行使しようとするものであると判断しました(54 頁)。
- **議会の外交権限に基づく必要適切条項の行使:** 裁判所は、CTA を通じて収集された情報は国家安全保障上のアメリカの利益を保護し、マネーロンダリングやテロ資金対策の取り組みを支援するという政府の主張を退け、CTA は純粋に国内問題を規制しようとするものであると判断しました(59-60 頁)。
- **課税権限に基づく必要適切条項:** 最後に裁判所は、CTA は歳入を生み出すわけではなく、付随的な課税上の利益(例えば、税金の徴収が容易になるなど)をもたらすというだけでは憲法上正当化されるものではないと指摘しました(71 頁)。

裁判所はまた、報告規則は CTA を実施するものであるため、違憲である可能性が高いと結論づけました(79 頁)。さらに仮差止命令を発するために必要な要素について、裁判所は、回復不能な損害(irreparable harm)を被る可能性が高いこと、差止請求者側に利害の衡平(balance of equities)は差止請求者側に有利であるとも判断しました。

2024 年 12 月 6 日、連邦政府およびその他の被告は、この判決を控訴するという通知を裁判所に提出しました。ピルズベリーは CTA に関する展開を引き続き注視し、適宜アップデートしていきます。

本稿の原文(英文)につきましては、[Corporate Transparency Act Enjoined](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Christopher C. Caffarone

christopher.caffarone@pillsburylaw.com

Jeffrey P. Metzler

jeffrey.metzler@pillsburylaw.com

Anne M. Voigts

anne.voigts@pillsburylaw.com

Pauleen Truong

pauleen.truong@pillsburylaw.com

ジェフ・シュレップファー（日本語版監修）

jeff.schrepfer@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア（日本語対応可）

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2024 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.